



山形県公報

令和3年3月30日(火)
第192号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則……………(若者活躍・男女共同参画課) ……340
- 山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(医療政策課) ……同
- 山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……341
- 山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……346
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(農業経営・担い手支援課) ……347

訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……同

告 示

- 山形県観光情報センターの開館時間……………(観光立県推進課) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(水産振興課) ……348
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……349
- 車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定……………(道路保全課) ……同
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法……………(同) ……350
- 庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(空港港湾課) ……351
- 庄内空港緩衝緑地の利用料金……………(同) ……352
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……354
- 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(同) ……同

公安委員会関係

規 則

- 山形県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………355

内水面漁場管理委員会関係

指 示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限……………同

企業局関係

規 程

- 山形県企業局宿泊施設管理規程の一部を改正する規程……………356

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…同
- 同……………（同）…359
- 同……………（置賜総合支庁建築課）…364

規 則

山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第34号

山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山形県青少年健全育成条例施行規則（昭和54年8月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第4項の表中

山形県あかねヶ丘陸上競技場	山形市あかねヶ丘二丁目4番1号	を
山形市あかねヶ丘陸上競技場	山形市あかねヶ丘二丁目4番	に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第35号

山形県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県医師修学資金貸与条例施行規則（平成17年7月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「の各号」を削り、同条第2号中「必要」を「適当」に改める。

第14条中「の各号」を削り、同条第1号中「医療機関（）」を「医療機関であつて知事が適当と認めるもの（）」に、「知事が必要」を「知事が適当」に改め、同条第2号中「必要」を「適当」に改める。

第16条の次に次の3条を加える。

（専門性を高める勤務を行う機関）

第16条の2 条例第8条第1項第1号イ(ロ)に規定する規則で定める機関は、県内の地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所その他知事が適当と認める機関とする。

（公的な医療機関の特定診療科）

第16条の3 条例第8条第1項第2号イに規定する規則で定める医療機関の特定診療科は、同号イに規定する医師少数区域等の医療機関の特定診療科（条例第1条の2第3号に規定する公的医療機関の特定診療科及び同条第5号に規定する大学病院の特定診療科を除く。）とする。

（医師少数区域等の医療機関の特定診療科）

第16条の4 条例第8条第1項第2号イに規定する医師少数区域等の医療機関の特定診療科は、次に掲げるものとする。

- (1) 医師少数区域及び別に定める医師少数スポット内に所在する医療機関（知事が適当と認めるものに限る。）の小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科及び救急部門
- (2) 前号の医師少数区域及び別に定める医師少数スポット以外の区域に所在する医療機関の小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科及び救急部門（当該医療機関に在職する修学資金の貸与を受けた者が、同号の医師少数区域及び医師少数スポット内に所在する医療機関（知事が適当と認めるものに限る。）の小児科、産婦人科、放射

線科、麻酔科及び救急部門に勤務しているときに限る。）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第36号

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和37年10月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「修学生として最後の月の修学資金を受領した日から10日」を「貸与の期間を満了した日から起算して20日」に、「10日以内）」を「起算して20日以内）」に改める。

第6条第1項中「それぞれ」を削り、「掲げる」を「定める」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同項第4号中「又は第3号のいずれか」を削り、「とき。」を「とき」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「とき。」を「とき」に改め、同条第2項中「から第3号まで」を「又は第2号」に改め、同条第3項中「第9条第1項第4号から第7号まで」を「第9条第1項第3号から第5号まで」に改める。

第6条の2（見出しを含む。）中「第9条第1項第4号」を「第9条第1項第3号」に改める。

第8条第2項中「施設（）」を「施設又は条例第9条第1項第4号に規定する県等（）」に、「同表第2号から第8号まで」を「同表第2号から第10号まで」に、「条例第9条第1項第5号」を「同項第5号」に改め、「県内の町村若しくは同項第6号に規定する」を削る。

別記様式第1号中「について」を「に係る債務について」に改め、「返還の債務を」を削る。

別記様式第2号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「養成施設等」を「養成施設」に、「卒業（修了）予定」を「卒業予定」に改める。

別記様式第4号（表面）中 「収入印紙 ちよう付欄」を 「収入印紙 貼付欄」 に、 「山形県知事 氏 名 住所氏 名 住所氏 名 住所氏 名」

「山形県知事

氏 名 氏 名 氏 名 に、「貸与に係る」を「当該」に、「の返還債務」を「に係る債務」に、「の月額」を「の月額、利息の額」に、「(2) 年 月から 年 月まで」を

「(2) 利息の額 修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に貸与を受けた日までの期間 に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した額 に、「の返還の債務」

(3) 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで」 を「に係る債務」に、

「第4条 修学資金の返還の方法及び返還の期限については、規則第5条の規定により修学生が 貸与者に対して提出する修学資金借用証書において定めるものとする。 を

第5条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項については、貸与者、修学生及び連帯保証 人が協議して定める。 」

「第4条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項については、貸与者、修学生及び連帯保証 人が協議して定める。 に改め、同様式 」

(裏面) 中「抜すい」を「抜粋」に改める。

別記様式第5号中 「収入印紙 ちよう付欄」 を 「収入印紙 貼付欄」 に、

貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	を
----------	-----------------	---

利 息	円	に、「上記のとおり」
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

を「上記貸与金額を」に、「従い、」を「従い、上記利息を付して」に、「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、「上記資金の貸与につき」を削り、「(氏名)」を「、上記修学生」に、「返還債務」を「上記修学資金に係る債務」に、「責」を「責め」に改める。

別記様式第8号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

貸 与 期 間	年 月 ～ 年 月	を	利 息 額	円	に、
---------	-----------	---	-------	---	----

猶 予 申 請 理 由		を
-------------	--	---

貸 与 期 間	年 月 日～ 年 月 日	に、「養成施設等」を
猶 予 申 請 理 由		

「養成施設」に、「卒業（修了）年月日」を「卒業年月日」に、「卒業（修了）後」を「卒業後」に改める。

別記様式第10号中

2 休学（停学）期間	年 月 から 年 月 まで	を
3 復学（予定）年月	年 月（予定）	
4 貸与を受けた期間 及び貸与金額	年 月 から 年 月 まで（ 箇月） 合計 円	

2 休学（停学）期間	年 月 日から 年 月 日まで	に改める。
3 復学（予定）年月日	年 月 日（予定）	
4 貸与期間及び貸与 金額	年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月） 合計 円	

別記様式第11号中「貸与を受けた期間」を「貸与期間」に、

年 月 から 年 月 まで（ 箇月） 合計 円	を
----------------------------	---

年 月 日から 年 月 日まで（ 箇月） 合計 円	に改める。
------------------------------	-------

別記様式第12号中

卒業した養成施設等	名 称
	卒業（修了）年月日
	卒業の資格に係る 免許の種類

を

卒業した養成施設	名 称
	卒業年月日
	卒業の資格に係る 免許の種類

に改める。

別記様式第13号中「別表第 号」を「第9条第1項 号（別表第 号）」に改める。

別記様式第14号中

変更前	業務の種類	業務	業務従事 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	名 称	山形県看護職員修学資金貸与条例 別表第 号に該当		
	所 在 地			
変更後	業務の種類	業務	業務開始 年 月 日	年 月 日 から
	名 称	山形県看護職員修学資金貸与条例 別表第 号に該当		
	所 在 地			

を

変更前	業務の種類	業務
	名称	山形県看護職員修学資金貸与条例第9条第1項第 号(別表第 号)に該当
	所在地	
	業務従事期間	年 月 日から 年 月 日まで
	休職期間の有無	有(年 月 日から 年 月 日まで)・無
	休職理由	
変更後	業務の種類	業務
	名称	山形県看護職員修学資金貸与条例第9条第1項第 号(別表第 号)に該当
	所在地	
	業務開始年月日	年 月 日から

に改める。

別記様式第16号及び別記様式第17号中「年 月から 年 月まで」を「年 月 日から 年 月 日まで」に改める。

別記様式第18号中 「連帯保証人 住所 氏名 住所 氏名」を削り、「返還を」を「修学資金に利息を付して返還を」に、

貸与金額	円
貸与を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで

を

金額	円	貸与金額	円
		利息額	円
貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで		

に、

「月賦返還 半年賦返還」を「月賦返還」に、

返還期日及び返還額	(1) 全額一時返還の場合 年 月 日	を
	(2) 月賦返還の場合 毎月 日 月額 円 ただし、第1回は 円	
	(3) 半年賦返還の場合 毎年 月 日及び 月 円 1回 円 ただし、第1回は 円	

返還期日及び返還額	(1) 全額一時返還の場合 年 月 日	に改める。
	(2) 月賦返還の場合 毎月 日 月額 円 ただし、第1回は 円	

別記様式第19号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

貸与期間	年 月 ~ 年 月	を	利息額	円	に、
------	-----------	---	-----	---	----

免除申請理由		を
--------	--	---

貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日	に、「養成施設等」を
免除申請理由		

「養成施設」に、「卒業（修了）年月日」を「卒業年月日」に、「卒業（修了）後」を「卒業後」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別記様式第2号、別記様式第10号から別記様式第14号まで、別記様式第16号及び別記様式第17号の規定による用紙でこの規則の施行の際に残存するものは、当分の間使用することができる。

3 改正前の別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第8号、別記様式第18号及び別記様式第19号の規定は、山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（令和3年3月県条例第14号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例の施行の日前に貸与された修学資金及び継続貸与資金（同日前に修学資金の貸与を受けた者が引き続き貸与を受ける当該修学資金と同じ種類のものをいう。）については、なおその効力を有する。この場合において、改正前の別記様式第4号中

「第4条 修学資金の返還の方法及び返還の期限については、規則第5条の規定により修学生が貸与者に対して提出する修学資金借用証書において定めるものとする。

第5条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項については、貸与者、修学生及び連帯保証人が 協議して定める。 とあるのは、

「第4条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項については、貸与者、修学生及び連帯保証人が 協議して定める。 とする。」

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第37号

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農林大学校条例施行規則（昭和58年2月県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「その合計が5週間を超えない範囲で」を削る。

別表第1第2項の表中

「農業簿記Ⅰ	32	2	」を		
「農業簿記Ⅰ	16	1	」に、		
「卒業論文計画 特別講義Ⅰ	32 32	2 2	」を		
「卒業論文計画 特別講義Ⅰ	64 16	4 1	」に、		
「海外農林業 スマート農林業Ⅱ				80 16	2 1」を
「海外農林業 スマート農林業Ⅱ マーケティング実践				16 16 40	1 1 1」に、
「特別講義Ⅱ				32	2」を
「特別講義Ⅱ				16	1」に、
「農業簿記Ⅱ	32	2	」を		
「農業簿記Ⅱ	16	1	」に改め、同別表第3項第7号の表中		
「森林管理実習Ⅰ	520	13	」を		
「森林管理実習Ⅰ	440	11	」に、		
「先進林業者等体験学習Ⅰ	80	2	」を		
「先進林業者等体験学習	160	4	」に、		
「先進林業者等体験学習Ⅱ 森林管理実習Ⅱ				80 520	2 13」を
「森林管理実習Ⅱ				600	15」に改める。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に山形県立農林大学校に在籍する者に係る教科目並びにその時間数及び単位数は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第38号

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「により著しい」を「（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい」に、「者で」を「者であつて」に、「もの」を「もので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響を受けているもの」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める部分は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に改正前の山形県沿岸漁業改善資金貸付規則に基づいて貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

訓 令

山形県訓令第3号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,450円」を「5,400円」に改め、同号ロ中「6,000円」を「6,240円」に改め、同号ハ中「6,170円」を「5,880円」に改め、同条第2号イ及びロ中「1,430円」を「200円」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第251号

山形県観光情報センター条例（平成12年10月県条例第73号）第3条第2項の規定により、山形県観光情報センターの開館時間を次のとおり承認した。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 開館時間
午前10時から午後6時まで
- 適用期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第252号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（令和3年3月県内水面漁場管理委員会指示第2号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
 - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
 - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

山形県告示第253号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	屋代郷・湫郷堰1地区	令和3年3月19日

山形県告示第254号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
農地整備事業（経営体育成型）	塩井地区	令和3年3月19日

山形県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月30日から同年4月13日まで縦覧に供する。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字鮎洗字仲田923番から
同 861番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月30日

山形県告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
酒田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 酒田都市計画下水道事業
(2) 名 称 酒田公共下水道（最上川下流域下水道（庄内処理区）酒田市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
設計の概要および事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成11年7月9日から令和8年3月31日まで

山形県告示第257号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道287号	東根市大字羽入字縄目3382番1	東根市大字羽入字西野1019番1
一般国道344号	酒田市観音寺字町後33番2	酒田市市条字水上16番3
一般国道458号	上山市四ツ谷一丁目1番1	上山市石曾根字村頭1741番1
主要地方道寒河江村山線	東根市大字松沢字砂田257番1	東根市大字長瀬字南方354番2
主要地方道庄内空港立川線	東田川郡三川町大字押切新田字街道表208番	東田川郡三川町大字押切新田字豊秋194番
主要地方道酒田鶴岡線	酒田市新堀字前岡512番2	酒田市落野目字広野11番31
主要地方道余目加茂線	東田川郡三川町大字押切新田字五反143番	東田川郡三川町大字押切新田字街道表208番
主要地方道余目温海線	東田川郡庄内町跡字西田112番	東田川郡庄内町余目字矢口98番3
主要地方道鶴岡羽黒線	鶴岡市日出二丁目9番3	鶴岡市羽黒町赤川字地藏俣293番12
主要地方道山形上山線	上山市金瓶字高谷山2番28	上山市四ツ谷一丁目1番1
一般県道米沢浅川高島線	米沢市中田町字館ノ内677番1	米沢市中田町字川原5756番6
一般県道余目松山線	東田川郡庄内町常万字向田3番1	東田川郡庄内町余目字土堤下38番3

一般県道東根尾花沢線	村山市大字土生田字宮沢4331番9	村山市大字土生田字道出4591番1
一般県道大石田土生田線	村山市大字土生田字道出4634番3	村山市大字土生田4591番2
一般県道勸進代舟場線	長井市五十川6014番2	長井市成田1021番1
一般県道東根長島線	東根市大字東根元東根字宮崎裏5157番45	東根市大字長瀬字南方364番12
一般県道鶴岡広野線	鶴岡市文下字広野37番1	鶴岡市文下字久保田137番9
同 上	東田川郡三川町大字横山字横山46番1	酒田市広野字福岡726番2
一般県道湯田川大山線	鶴岡市白山字東木村25番1	鶴岡市白山字西木村21番4
一般県道東沼長沼余目線	東田川郡三川町大字青山字沖55番2	東田川郡三川町大字横山字不動野101番
一般県道梳代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目3番38	鶴岡市播磨字小瀬京田95番1

2 指定する期日 令和3年4月1日

山形県告示第258号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道344号	酒田市観音寺字町後33番2	酒田市市条字水上16番3
一般国道345号	酒田市飛鳥字大林801番	飽海郡遊佐町菅里字菅野310番16
主要地方道庄内空港立川線	東田川郡三川町大字押切新田字街道表208番	東田川郡三川町大字押切新田字豊秋194番
主要地方道酒田鶴岡線	酒田市新堀字前岡512番2	酒田市落野目字広野11番31
主要地方道余目加茂線	東田川郡三川町大字押切新田字五反143番	東田川郡三川町大字押切新田字街道表208番
主要地方道余目温海線	東田川郡庄内町跡字西田112番	東田川郡庄内町余目字矢口98番3
同 上	鶴岡市湯温海字萩田177番1	鶴岡市温海字温海645番142
主要地方道鶴岡羽黒線	鶴岡市日出二丁目9番3	鶴岡市羽黒町赤川字地藏俣293番12

主要地方道藤島由良線	東田川郡三川町大字横山字横山46番1	鶴岡市文下字久保田137番9
一般県道米沢浅川高島線	米沢市中田町字館ノ内677番1	米沢市中田町字川原五756番6
一般県道余目松山線	東田川郡庄内町常万字向田3番1	東田川郡庄内町余目字土堤下38番3
一般県道勸進代舟場線	長井市五十川6014番2	長井市成田1021番1
一般県道鶴岡広野線	鶴岡市文下字広野37番1	酒田市広野字福岡726番2
一般県道東沼長沼余目線	東田川郡三川町大字青山字沖55番2	東田川郡三川町大字横山字不動野101番
一般県道温海川木野俣大岩川線	鶴岡市大岩川字家之平51番4	鶴岡市湯温海字萩田177番1
同 上	鶴岡市大岩川字家之平51番4	鶴岡市大岩川字中川原56番2
一般県道梳代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目3番38	鶴岡市播磨字小瀬京田95番1

2 指定する期日 令和3年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

山形県告示第259号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
オートキャンプ場	宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後5時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで	11月の最終日曜日の翌日から翌年の4月の第3金曜日まで

テニスコート 多目的広場 アーチェリー場	午前9時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日まで
----------------------------	--------------	-------------------

2 適用期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第260号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル 1日につき	1,770円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

有料公園施設の名称	区 分		利 用 料 金	
オートキャンプ場	入 場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）		1人1回当たり 210円
		児童生徒等以外の者		1人1回当たり 420円
	テントサイトの 使用	宿泊を伴わない使用		1区画1回当たり 1,150円
		宿泊を伴う使用	閑散期平日	1区画1泊当たり 1,630円
			上記以外の日	1区画1泊当たり 3,250円

テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合		1面1時間当たり	270円	
	上記以外の場合		1面1時間当たり	540円	
多目的広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	270円	
		上記以外の場合	1時間当たり	540円	
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	140円	
		上記以外の場合	1時間当たり	270円	
アーチェリー場	アーチェリーに使用する場合	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	800円
			上記以外の場合	1時間当たり	1,600円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり	210円
			上記以外の場合	1人1回当たり	420円
	アーチェリー以外の用途に使用する場合	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	270円
			上記以外の場合	1時間当たり	540円
上記以外の場合		児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり	30円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり	60円	

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区	分	単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	温水シャワー	1回につき	100円
	洗濯機	1回につき	100円
	衣類乾燥機	1回につき	100円
テニスコート	温水シャワー	1回につき	100円
	会議室	1時間につき	320円

ハ 電気等消費及び暖冷房使用に係る加算額

区 分		単 位	加 算 額
オートキャンプ場	電 気	テントサイト (宿泊を伴わない使用)	1 区画 1 回につき 500円
		テントサイト (宿泊を伴う使用)	1 区画 1 泊につき 1,150円

備考

- 1 この表において「閑散期平日」とは、4月から6月まで及び9月から11月までの土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く日をいう。
- 2 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

山形県告示第261号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「 武蔵野市吉祥寺
本町一丁目11番5号 」 を 「 」 に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

山形県告示第262号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第36条第8項、第55条第3項、第56条第5項、第57条第2項及び第60条中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条第1項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第13条第1項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第14条第1項、第17条第1項及び第22条中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

公安委員会関係

規 則

山形県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

山形県公安委員会
委員長 柴田 曜子

山形県公安委員会規則第4号

山形県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山形県暴力団排除条例施行規則（平成23年7月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表3 その他の施設の項中

山形県あかねヶ丘陸上競技場	山形市あかねヶ丘二丁目4番1号	を
山形市あかねヶ丘陸上競技場	山形市あかねヶ丘二丁目4番	に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

山形県内水面漁場管理委員会
会長 國方 敬司

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第2号

山形県企業局宿泊施設管理規程を廃止する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

山形県企業管理者 高橋 広樹

山形県企業局宿泊施設管理規程を廃止する規程

山形県企業局宿泊施設管理規程（昭和46年4月県企業管理規程第4号）は、廃止する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年3月30日

山形県知事 吉村 美栄子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用品積 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営鈴川第二ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	2	一般用	11,700	13,500	15,400	17,400	19,000	19,000	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 18-51	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,000	18,500	18,500	
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	11,900	13,700	15,700	17,700	19,000	19,000	
同 4号	同 17-22	同	44.4	1	同	11,900	13,700	15,700	17,700	19,000	19,000	
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,000	18,500	18,500	
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500	
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500	
同 天童駅西ア パート1号	天童市駅西二丁 目2-27	3DK	64.2	1	同	19,000	22,000	25,100	28,300	32,400	37,400	
同 中原アパー ト2号	東村山郡中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笹田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

また、令和3年7月1日以降に入居決定した者は、(6)の「寡婦又は寡夫」を「所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦」と読み替えるものとする。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 令和3年7月1日以降に入居決定した者で、入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和3年4月1日から令和4年1月30日までの午前10時から午後6時まで

ただし、月曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。郵送の場合は、令和4年1月30日の午後6時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用品積 面積			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者		
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,700	13,500	15,400	17,400	19,000	19,000	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 4号	同 17-22	同	44.4	2	同	11,900	13,700	15,700	17,700	19,000	19,000		
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,000	18,500	18,500		
同	同	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,000	18,500	18,500		単身可
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500		同
同	同	同	51.2	5	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500		
同 2号	同 2-50	同	51.2	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500		
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500		
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		
同 2号	同 21-26	同	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600		
同 桜町アパー ート1号	同 桜町四丁 目12-16	3DK	71.5	1	同	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300		
同 2号	同 12-20	3DK	61.0	1	同	20,400	23,600	26,900	30,400	34,700	40,100		
同 深町アパー ート2号	同 深町一丁 目7-37	同	62.6	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,900		
同 東山住宅	同 大字十文 字6106	同	70.9	1	特定目的用 (身障者用)	26,400	30,500	34,900	39,300	45,000	51,900		

同	同	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	单身可
同 楯岡中町ア パート	同 楯岡中町 5-1	同	63.7	1	同	19,900	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	同
同 東根中央ア パート2号	東根市中央四丁 目3-2	同	62.6	1	同	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,200	单身可
同 大石田アパ ート	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	单身可
同	同	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

(3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、

海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和3年4月2日から同月8日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和3年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和3年6月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用品積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 3号	同	同	74.0	2	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000		
同 4号	同	2DK	60.3	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300		
同	同	3DK	74.0	1	同	23,900	27,600	31,600	35,700	40,800	47,000		
同 春日アパー ト3号	同 春日五丁 目2-43	同	75.6	2	同	25,800	29,800	34,100	38,500	44,000	50,800		
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	2	同	16,000	18,400	21,100	23,800	27,200	31,400		
同 米沢中央ア パート2号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	3	同	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,200		
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900		
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300		
同 4号	同	2DK	62.1	1	同	20,700	23,900	27,300	30,800	35,200	40,600	单身可	
同	同	3DK	75.4	2	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300		
同 5号	同	同	75.4	2	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600		
同 6号	同	2DK	62.1	1	特定目的用 (高齢者専用)	20,800	24,000	27,400	30,900	35,400	40,800	单身可	

同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	3DK	69.2	1	一般用	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	
同 2号	同	同	72.9	1	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200	
同 3号	同	同	72.9	1	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	単身可
同	同	同	72.9	2	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	
同 城北アパー ト1号	同 城北二丁 目3-65	2DK	50.1	1	同	17,600	20,400	23,300	26,300	30,000	34,700	単身可
同 桜木アパー ト1号	同 南陽市三間通 1229-2	3DK	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	同
同	同	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 糠野目アパー ト	同 東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	同	51.2	2	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	
同 大町アパー ト	同 大字高島695-12	同	58.0	2	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 糠野目第2 アパー ト	同 福沢南21-2	同	64.2	2	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	
同	同	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同 館之北アパー ト	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	70.7	1	同	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年4月5日から同月9日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和3年4月9日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 令和3年6月上旬